

京都市告示第512号

京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、「緑の館内レストラン」の供用時間及び供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成29年12月26日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用時間		供用しない日	
緑の館 (その 他の部 分)	平成29年12月 28日(木)から 同月31日(日) まで	変更後	午前9時から 午後5時まで	変更後	1月1日及び12 月31日
	及び平成30年1 月1日(月)から 同月4日(木)ま で	現行	午前9時から 午後10時ま で	現行	1月1日から同月 4日まで及び12 月28日から同月 31日まで

(南部みどり管理事務所)